

まぐろはえ縄漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、まぐろはえ縄漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5 トン以上 20 トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 7 年 3 月 3 日から同月 14 日までとする。

別表

許可等をすべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
1 隻	小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。	和歌山県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。）が和歌山県の区域にある者であること。